平成２２年（フ）第７８９９号
大阪市浪速区幸町１－４－５　アリタハイツ難波502、住民票上の住所大阪市福島区吉野２丁目３番23―1201号
債務者　三黒江憲昭
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１５号
大阪府門真市東田町18番６―204号
債務者　西川　勝浩
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３８号
大阪市東住吉区今川４丁目６番７―401号
債務者　森岡　慶子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５１号
大阪市東成区大今里西１丁目18番５―204号
債務者　溝川　威文
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―1304号
債務者　元山　周作
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９０号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾503号
債務者　山中　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８６号
大阪市鶴見区鶴見４丁目11番45―702号
債務者　小林　園子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５３号
大阪市港区市岡２丁目13番57号　しまんと荘304号
債務者　福森慶之助
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７７号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目17番18号　大蓮ハイツ302号
債務者　川越みゆき
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９２号
大阪府守口市寺方本通２丁目４番８―203号
債務者　川畑　涼司
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１５号
大阪市西淀川区姫里１丁目17番18号　エルシオン北原302号室
債務者　田代　直人
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５７号
大阪市都島区御幸町１丁目９番12号　バル御幸６－Ｂ号
債務者　木村　文則
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９０号
大阪府門真市舟田町29番18号
債務者　宮本　重忠
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９５号
大阪府東大阪市新庄南８番３号
債務者　秋月　純子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２０号
大阪府吹田市佐井寺２丁目29番10号
債務者　東原　道治
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５４９号
大阪市住吉区長居１丁目10番３―102号
債務者　藤井　利男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５９号
大阪市西区靱本町２丁目５番15―801号
債務者　足立　洋亮
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで大阪地方裁判所第６民事部